

諮問日：平成29年6月29日（平成29年度（最情）諮問第38号）

答申日：平成29年12月1日（平成29年度（最情）答申第50号）

件名：最高裁判所が弁護士任官希望者に対して実施した面接選考に関する文書の一部開示の判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成29年4月任官の弁護士任官者に対して実施した、最高裁判所の面接選考に関する文書（実施日時、実施場所、実施方法、面接担当者の肩書及び氏名等が書いてある文書をいうものの、これに限られない。）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載の各文書（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年6月12日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

健康診断及び面接の時刻及び場所といった情報がなぜ行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に規定する不開示情報に相当するのか不明である。

また、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書が存在すると思われる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

弁護士任官希望者に対する面接及び健康診断の時間について、受験者の面接

及び健康診断の時間を明らかにすることは、結果として、面接に要する個別の時間等を明らかにすることになり、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある（法5条6号ニ）。本件対象文書中、場所について不開示とした記載部分はない。

また、本件対象文書以外の本件開示申出文書に該当する文書は、廃棄済みである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年6月29日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月29日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年11月10日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件対象文書のうち不開示とされた部分には、受験者の氏名及び担当部署の内線番号のほか、受験者の面接及び健康診断の時間が記載されていることが認められる。このうち受験者の氏名は法5条1号に規定する不開示情報に相当し、担当部署の内線番号は同条6号に規定する不開示情報に相当する。そして、受験者の面接及び健康診断の時間については、これらの記載部分を明らかにすることは、結果として、面接に要する個別の時間等を明らかにすることになるから、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえず、これらの記載部分について、法5条6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められる。

したがって、本件対象文書のうち不開示とされた部分については、法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 苦情申出人は、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書が存在

すると思われると主張するところ，当委員会庶務を通じて確認した結果によれば，担当部署において本件対象文書以外に配席図や時間割を作成したものの，廃棄済みであるとのことであり，このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか，最高裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって，最高裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 3 以上のとおりであるから，原判断については，本件対象文書のうち不開示とされた部分が法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められ，最高裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙

- 1 「当日の予定は次のとおりです。」で始まる文書（面接日 11月11日分）
- 2 「当日の予定は次のとおりです。」で始まる文書（面接日 11月14日分）